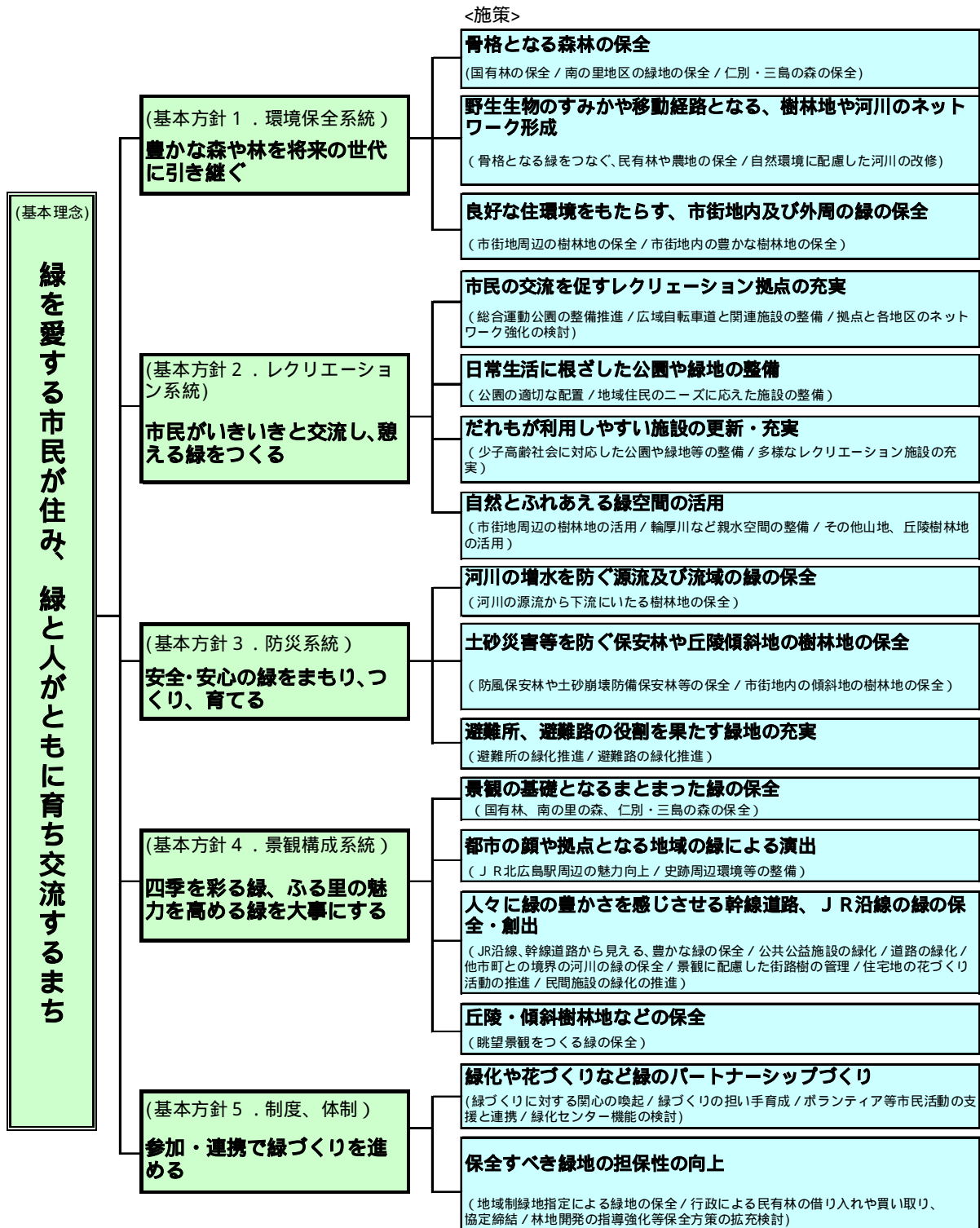


## 5章 緑地の保全及び緑化の推進のための施策

### 5-1 施策体系

本計画における施策の体系を次のとおり定めます。



## 5-2. 豊かな森や林を将来の世代に引き継ぐための施策（環境保全系統）

### (1) 骨格となる森林の保全

地球温暖化の防止に役立ち、多様な野生生物のすみかを確保する緑として、緑の軸の骨格となる国有林、南の里の森、仁別・三島の森を保全します。

< 施策 >

#### 国有林の保全

本市の重要な緑の軸の骨格である、特別天然記念物野幌原始林を含む国有林については今後とも保全に努めます。

#### 南の里地区の緑地の保全

市有地を含む約183haを都市緑地保全法に基づく緑地保全地区に指定し保全、活用します。

#### 仁別・三島の森の保全

緑の軸の骨格であり、水源涵養の機能をもつ仁別・三島の森については約566haを本市で取得しました。今後は、この森林を市民と協働で保全と活用することについて検討します。

### (2) 野生生物のすみかや移動経路となる樹林地や河川のネットワーク形成

広域的な緑の軸を形成するため、骨格となる森林をつなぐ小規模な樹林地や農地などの保全に努めます。

< 施策 >

#### 骨格となる森林をつなぐ民有林や農地の保全

山地、丘陵地にある小規模な民有林などについては、所有者への必要な支援をしながら保全します。農地については農業施策との連携により保全に努めます。

#### 自然環境に配慮した河川の改修

河川については、多自然型工法を採用するなど自然環境や野生生物の生息に配慮した改修に努めます。

#### 【市民WS会議からの主な意見】

- ・地球温暖化防止など、環境への影響をやわらげる緑として、野幌原始林や南の里の公社所有地などの緑を大事にしたい。(H13第2回WS)
- ・様々な動植物など生態環境を育む緑として、レクの森、仁別、西の里などの森を大事にしたい。(H13第2回WS)
- ・次世代を担う子どもたちには、自然に恵まれた、触れることのできる緑の環境を与えてやりたい(H13第2回WS)

#### 【総合計画における関連箇所】

- ・市街地及びその周辺における良好な自然緑地は、関係法律令や条例に基づき無秩序な乱開発を防止するとともに、民有林所有者に理解と協力を得て、緑のまちづくり条例に基づく緑保全地区の拡大などに努めます。(p82)
- ・森林所有者の理解と協力を求めながら、森林施業計画に基づき、無立木地の造林や不良森林の改良など、森林の保全に努めます。(p82)
- ・公共補助の対象となる間伐育林事業に取り組む森林所有者に対し、市の森林整備対策事業により支援を行います。(p82)
- ・地区内に広がる国有林は、市街地の身近にある貴重な森林として、人と自然環境の共生を図りながら保全していきます。(p193)

**(3) 良好な住環境をもたらす市街地内及び周辺の緑の保全**

住環境にうるおいと快適さを提供している市街地周辺の樹林地を保全します。

市街地内の既存樹林地についても、ネットワークを形成する緑、良好な住環境をもたらす緑として今後も保全に努めます。

< 施策 >

**市街地周辺の樹林地の保全**  
 市街地周辺の大曲東小学校うらの森、西の里白樺林など、良好な住環境をもたらし、自然とのふれあいの場となる緑は、所有者の理解や協力を得ながら借り入れや買い取り、又は、協定締結などで保全します。

**市街地内の豊かな樹林地の保全**  
 緑葉公園など既存樹林地を生かした公園や、緑保全地区に指定された市街地内の樹林地などについては、所有者や市民の協力により保全に努めます。

**【市民WS会議からの主な意見】**

- ・水のある緑環境、河川を利用した緑のネットワークをつくりたい(H13第3回WS)
- ・自然の環境を生かした川づくり(H13第1回WS)
- ・河川は小さいけれど、重要な横の軸でもある(H14第3回WS)
- ・次世代を担う子どもたちには、自然に恵まれた、触れることのできる緑の環境を与えてやりたい(H13第2回WS)
- ・木がたくさんある公園、自然にふれあえる公園がほしい(H13第3回WS)

**【総合計画における関連箇所】**

- ・豊かな自然を生かし、自然観察や自然とふれあう場の整備を進めます。(p83)
- ・自然緑地についてはその保全に努めるとともに、地域特性を考慮しつつ、市民のふれあいの場や子どもたちの体験の場として、有効な活用を図ります。(p81)
- ・河川整備にあたっては、景観・親水性・自然環境に配慮した水辺空間づくりを進めます。(p81)
- ・大気の浄化など様々な環境保全機能をもつ森林の保全や、人々の生活や生命に欠かすことのできない水環境の保全を進めていきます。(p91)

### 5-3. 市民がいきいきと交流し、憩える緑をつくるための施策

#### (レクリエーション系統)

##### (1) 市民の交流を促すレクリエーション拠点の充実

市民の交流を促すレクリエーションの拠点（北広島レクリエーションの森、緑葉公園、総合体育館、民間ホテル周辺のスキー場やゴルフ場）の充実を図るため、総合運動公園の整備と、各地区とレクリエーション拠点をつなぐ歩行者・自転車道路などを整備します。また、道央圏の広域的なサイクルネットワークについて整備を検討します。

< 施策 >

#### 総合運動公園の整備推進

総合運動公園の整備を推進します。

#### 広域自転車道と関連施設の整備

野幌原始林など周辺の自然環境に配慮しながら道道札幌恵庭自転車道線を延伸し、「学習の森」に引き続き、「水辺の広場」を整備します。

#### 拠点と各地区のネットワーク強化の検討

拠点と各地区をつなぐ歩行者・自転車道路については、既存道の活用や拡幅整備などにより、ネットワーク強化を検討します。

#### 【市民WS会議からの主な意見】

- ・レクの森、椴山、野幌原始林は、緑の心臓、市民が親しめる緑として守っていききたい(H13第3回WS)
- ・市街地をつなぐ緑として、緑の回廊、サイクルロード、歩行者専用道をつくりたい(H13第3回WS)
- ・緑の少ない公園がある(H13第1回WS)
- ・高齢者にも使いやすい公園(H13第1回WS)
- ・地域にふさわしい公園が必要(H13第1回WS)
- ・緑環境を積極的に楽しめるよう、大きな公園に利用しやすいレクリエーション施設がほしい(H13第3回WS)

#### 【総合計画における関連箇所】

- ・北広島レクリエーションの森、総合運動公園、平和の灯公園、輪厚川親水空間、札幌北広島プリンスホテル周辺、ふれあい公園、緑葉公園、竹山高原温泉、きたひろサンパークなどを含むエリアを、創造の森ゾーンとして、自然と創造の調和した環境づくりを進めます。(p83)
- ・千歳川や輪厚川の水辺空間、札幌北広島自転車道や幹線道路などの広域的ネットワークを活用した交流と連携を促進します。(p102)
- ・札幌北広島自転車道と近隣自治体のサイクリングロードを結び、総合的なレクリエーションネットワークを形成します。(p106)
- ・市民ニーズや機能面などに十分配慮しながら、総合運動公園計画の再構築と施設整備に努めます。(p143)
- ・札幌北広島自転車道線及び関連施設（学習の森、水辺の広場等）の整備を推進するとともに、市内の自転車歩行者専用道とのネットワークの形成を図ります。(p159)
- ・南空知圏との広域的なサイクリングルートとして道央馬追サイクルネットワーク構想を推進します。(p159)

## (2) 日常生活に根ざした公園や緑地の整備

身近に利用できる憩いや休息の場を確保するため、公園の適切な配置に努めます。

また、市民が地域の環境に愛着を持ちながら暮らせるようにするために、計画段階から市民参加による公園や緑地の整備を進めます。

< 施策 >

### 公園の適切な配置

新設する街区公園などは、身近に歩いていける距離（概ね250m）をめやすに適切に配置します。

### 地域住民のニーズに応えた施設の整備

公園や緑地などについては、計画段階から地域住民の意見を聴き、ニーズに応えた施設整備に努めます。

## (3) だれもが利用しやすい施設の更新・充実

少子高齢社会にふさわしい、安心して過ごせる都市づくりを進めるため、だれもが利用しやすい施設整備に努めます。

また、市民の多様なレクリエーションのニーズに応えるため、各種レクリエーション施設の充実を図ります。

< 施策 >

### 少子高齢社会に対応した公園や緑地等の整備

新設や再整備される公園や緑地については、木や土などの自然素材やバリアフリーに配慮するなど、だれもが利用できる施設整備に努めます。

### 多様なレクリエーション施設の充実

キャンプ場やパークゴルフ場、市民農園や観光農園など多様なレクリエーション施設については、新設や既存施設の更新により充実に努めます。

#### 【市民WS会議からの主な意見】

- ・トリムコースなど緑環境を積極的に楽しめる公園、老人など住民のニーズに合わせていやしの公園に作り直したい(H13第3回WS)
- ・ゴルフ場と市民の関わりを考えるべき(H13第1回WS)
- ・レクの森は、自然のままの利用が良いが、駐車場や案内・標識、落ち葉の管理も必要(H13第2回WS)
- ・住宅地の近くの緑は安全に利用したい(H13第1回WS)
- ・大曲東小うらの森、開拓記念公園など市街地のまとまった緑、身近で子ども達が大切にしている緑を守るとともに、うるおいある工業団地をつくり、大きな緑のネットワークを形成したい(H13第3回WS)
- ・みんなで楽しめる輪厚川(H13第1回WS)
- ・輪厚川等河川は木を増やし緑豊かにするとともに、ベンチを置くなど市民の憩いの緑にしたい(H13第3回WS)

#### 【総合計画における関連箇所】

- ・市民と一体となって、子どもから高齢者や障害者まで幅広く利用でき、親しめる公園づくりを推進します。(p83)
- ・豊かな自然を生かし、自然観察や自然とふれあう場の整備を進めます。(p83)
- ・だれもが住みやすい、人にやさしいまちづくりを進めるため、建物や生活環境のバリアフリー化を推進します。(p48)
- ・自然の森キャンプ場の利用(p35)
- ・市民とともに、公園・緑地の整備を進めます。(p81)
- ・豊かな自然に抱かれ、スキー場、キャンプ場、ゴルフ場等の施設をもつことから、都市近郊のレクリエーション・レジャーゾーンとしての機能を高めていきます。(p193)
- ・市民参加型農業を展開するため、市民と農業者が直接交流できる市民農園の拡大を図ります。(p176)

**(4) 自然とふれあえる緑空間の活用**

子どもをはじめ市民が身近にふれあえる自然環境をつくるため、各地区の市街地周辺の樹林地を保全し活用します。

うるおいある水辺の環境を確保するために、輪厚川などで親水空間を整備します。

その他に、市有林や民有林などでは、自然と親しむ場として活用できる環境づくりを進めます。

< 施策 >

**市街地周辺の樹林地の活用**  
 大曲東小学校うらの森などについては、所有者の理解や協力を得ながら借り入れ、買い取りや協定締結などで保全し、子どもたちをはじめとして市民が自然とのふれあいや環境学習の場として活用していきます。

**輪厚川など親水空間の整備**  
 輪厚川では市民参加の花づくりや河川敷の植樹を進め、親水空間として整備します。また、旧島根駅通所については、河川を含めた周辺環境と史跡が調和する整備を検討します。

**その他の山地、丘陵樹林地の活用**  
 市有林では、春の山菜狩りなど行楽の場として活用するにあたっては、利用者のマナー向上の啓発をしたり、森林の維持管理費用を捻出するための入山料徴収など、利用者の理解や協力に基づいた方策を検討します。

**【市民WS会議からの主な意見】**

- ・住宅地の近くの緑は安全に利用したい(H13第1回WS)
- ・大曲東小うらの森、開拓記念公園など市街地のまとまった緑、身近で子ども達が大切にしている緑を守るとともに、うるおいある工業団地をつくり、大きな緑のネットワークを形成したい(H13第3回WS)
- ・みんなで楽しめる輪厚川(H13第1回WS)
- ・輪厚川等河川は木を増やし緑豊かにするとともに、ベンチを置くなど市民の憩いの緑にしたい(H13第3回WS)
- ・助成策(基金、所有者へ入山料を払う等)(H14第2回WS)
- ・公有林を市民へ開放する(山芋をとらせる、たき木を捨てるなど)ことで市民がその恵みを実感でき、税金の使途を納得できる(H14第2回WS)

**【総合計画における関連箇所】**

- ・市民と一体となって、子どもから高齢者や障害者まで幅広く利用でき、親しめる公園づくりを推進します。(p83)
- ・豊かな自然を生かし、自然観察や自然とふれあう場の整備を進めます。(p83)
- ・だれもが住みやすい、人にやさしいまちづくりを進めるため、建物や生活環境のバリアフリー化を推進します。(p48)
- ・自然緑地についてはその保全に努めるとともに、地域特性を考慮しつつ、市民のふれあいの場や子どもたちの体験の場として、有効な活用を図ります。(p81)
- ・ラブリバー制度の対象河川となっている輪厚川においては、市民と行政が連携して河川環境を守り、うるおいのある水辺空間の形成を図っていきます。(p83)

## 5-4.安全・安心の緑をまもり、つくり、育てるための施策（防災系統）

### (1) 河川の増水を防ぐ源流及び流域の緑の保全

水害などの自然災害を防止するため、仁別・三島の森など保水機能を有する河川源流の森林や河川沿いの樹林地を保全します。

< 施策 >

#### 河川の源流から下流にいたる樹林地の保全

一団の樹林地として保水機能を有する国有林、南の里の森、仁別・三島の森を保全するとともに、下流にいたる民有林等も所有者の理解や協力を得ながら保全に努めます。

### (2) 土砂災害等を防ぐ保安林や丘陵傾斜地の樹林地の保全

土砂災害等を防止する機能をもつ市街地の周辺部や市街地内の傾斜地にある樹林地を、引き続き保全します。

< 施策 >

#### 防風保安林や土砂崩壊防備保安林等の保全

南の里地区の防風保安林や山手町にある土砂崩壊防備保安林などは、周辺の都市緑地や緑葉公園の樹林地とともに引き続き保全します。

#### 市街地内の傾斜地の樹林地の保全

稲穂町から共栄町の傾斜地の樹林地などは、市街地内での土砂災害を防止する緑として保全に努めます。

### (3) 避難所、避難路の役割を果たす緑地の充実

災害時に市民が安全に避難できるようにするために、避難所に指定されている公園や公共施設の緑地、避難路となる幹線道路では防災面などに配慮した緑化を推進します。

< 施策 >

#### 避難所の緑化推進

避難所となる公園・緑地や公共施設の緑地については、樹木のボリュームアップや樹種の選定など防災面に配慮した緑化に努めます。

#### 避難路の緑化推進

幹線道路の街路樹や緑道などの歩行者・自転車道路の樹木については、ボリュームアップや樹種の選定など防災面に配慮した緑化に努めます。

#### 【市民WS会議からの主な意見】

- ・安全、防犯に効果のある公園（H13第1回WS）
- ・防風、防雪の効果のある川の緑（H13第1回WS）
- ・市でやっている今の工事は自然化工事か？（H14第3回WS）
- ・街路樹の樹種の選定、管理は慎重に（H13第1回WS）

#### 【総合計画における関連箇所】

- ・災害時における避難所、避難路の確保を図るとともに、避難所の機能の強化に努めます。（p71）
- ・自然災害の発生を未然に防止するため、山林の保全や河川整備などの治山・治水対策を進め、災害に強いまちづくりを推進します。（p70）
- ・森林や緑地の保全による保水機能の強化を図ります。（p71）
- ・千歳川、輪厚川などの治水対策・整備を要請するとともに、その他の河川についても改修工事を進めていきます。（p71）

## 5-5. 四季を彩る緑、ふる里の魅力を高める緑を大事にするための施策 (景観構成系統)

### (1) 景観の基礎となるまとまった緑の保全

本市の緑の豊かさを印象づける樹林地を保全します。

< 施策 >

#### 国有林、南の里の森、仁別・三島の森の保全

本市の緑の景観の基礎となっている国有林、南の里の森、仁別・三島の森を、法律や条例に基づく地域指定により保全に努めます。

### (2) 都市の顔や拠点となる地域の緑による演出

多くの人々が訪れるJR北広島駅周辺では、都市の顔としての魅力を高めるために緑を活用し、やすらぎやうおいのある空間づくりに努めます。また、市民の積極的な参加による花づくり等の演出も検討します。

国指定史跡の旧島松駅通所については、本市の歴史を物語る拠点として周辺の樹林地や島松川の環境と調和した施設整備を検討します。

< 施策 >

#### JR北広島駅周辺の魅力向上

JR北広島駅周辺については、駅前西口公園の再整備、駅前通や北進通の街路樹や花壇づくりによる演出で、訪れる人をなごませる空間づくりに努めます。

#### 史跡周辺環境等の整備

旧島松駅通所については、建物や記念碑を含め周辺の樹林地や河川の環境と調和した歴史公園の整備計画を推進し、多くの人々が史跡を訪れられるような方策を検討します。

#### 【市民WS会議からの主な意見】

- ・四季が感じられる山は絶対残す(H13第1回WS)
- ・紅葉など、四季の変化、潤いを感じさせる緑として街路樹や中の沢の景観などを大事にしたい(H13第2回WS)
- ・駅前などまちの顔に緑を取り入れ、シンボルとなる公園をつくり次世代に残したい(H13第2回WS)
- ・神社の杜、昔からある木など、街の歴史を感じさせる緑として、旧島松駅通所、広島神社の森を大事にしたい(H13第2回WS)
- ・旧島松駅通所の史跡公園化(H13第1回WS)

#### 【総合計画における関連箇所】

- ・森林所有者の理解と協力を求めながら、森林施業計画に基づき、無立木の造林や不良森林の改良など、森林の保全に努めます。(p82)
- ・森林を守り親しむ場として、森林ボランティアに等による管理・保全や利活用など、市有林をモデルに、里山林の整備と活用に取り組みます。(p82)
- ・北海道の開拓の歴史を伝える貴重な史跡である「旧島松駅通所」「クラーク記念碑」「寒地稲作発祥の地の碑」をもつ地区として、歴史や風土を生かした環境の整備などを図っていきます。(p193)
- ・体験学習と保存の機能を持つ郷土資料館や史跡公園の整備計画を策定します。(p138)
- ・JR北広島駅西口交通広場及び西口公園は、利用状況の変化や老朽化等が進んでいることから、機能的な動線確保や景観に配慮しながら、駅東口と一体感のある交流空間として再整備を進めます。(p150)



**(3) 人々に緑の豊かさを感じさせる幹線道路、J R沿線の緑の保全・創出**

本市の緑豊かさを印象づけるために、多くの人々が行き来する幹線道路、J R沿線の樹林地や市街地内の緑の保全や緑化に努めます。

< 施策 >

**J R沿線、幹線道路から見える、豊かな緑の保全**

J R沿線の上野幌駅から北広島駅間の樹林地や中の沢の道道栗山北広島線沿いの樹林地については、風致地区や条例などの地域指定を検討しながら保全に努めます。

**公共公益施設の緑化**

官公庁や学校などの公共公益施設の敷地については、市の木や市の花を活用しながら市民参加による植樹、花づくりなどを推進します。

**道路の緑化**

幹線道路については、市民の協力を得ながら花壇やフラワーポットによる花づくりを推進します。

**他市町との境界の河川の緑の保全**

他市町との境界にある河川沿いの緑については、広域的な視点から重要な緑地として位置づけし、特に大曲川などでは、札幌市側の都市緑地の環境と調和するような保全に努めます。

**景観に配慮した街路樹の管理**

街路樹は、まちの顔・通りの顔となる景観の重要な要素であり、新緑や紅葉など魅力ある四季の変化を演出するもので、市の木や在来種を活用するとともに、統一された美しさとなるよう、総合的な管理方針を策定し管理していきます。

**住宅地の花づくり活動の推進**

市民主体で進められている花づくり活動については、市民、事業者、行政の連携を強め、一層の推進に努めます。

**民間施設の緑化の推進**

事業所の敷地については、民間施設における緑化の基準及び協議に関する要綱に基づいて緑化を推進します。

**【市民WS会議からの主な意見】**

- ・四季が感じられる山は絶対残す(H13第1回WS)
- ・紅葉など四季の変化、潤いを感じさせる緑として街路樹や中の沢の景観などを大事にしたい(H13第2回WS)
- ・駅前などまちの顔に緑を取り入れ、シンボルとなる公園をつくり次世代に残したい(H13第2回WS)
- ・神社の社、昔からある木など街の歴史を感じさせる緑として旧島松駅通所、広島神社の森を大事にしたい(H13第2回WS)
- ・街路樹の剪定を控えるなど木本来の姿を大切に、美しく統一感のあるまちなみをつくりたい。また暮らしの中の緑として、市民参加による花壇づくりなどを進めたい(H13第3回WS)
- ・街路樹が多く美しいが、樹種や、自然の樹形を大切に剪定に配慮する必要がある(H13第2回WS)
- ・工業団地の緑は多くすべき(H13第2回WS)
- ・花づくりの盛んな住宅団地(H13第1回WS)

**【総合計画における関連箇所】**

- ・自然や緑を大切にしていこうるを育むため、市民参加による植樹や花の植栽を行い、各種緑化活動を進めます。(p82)
- ・河川の機能に配慮した植樹や花を植栽し、特色ある河川敷地の緑化を推進します。(p83)
- ・市民、企業、行政が共有するルールとして景観条例を制定し、美しい街並みの形成と保全に取り組みます。(p86)
- ・景観に十分配慮した公共施設の整備を進めます。(p86)
- ・民間事業に対して景観への配慮を促していきます。(p86)
- ・市民に親しまれ、利用しやすい市役所庁舎をめざして、景観や環境にも配慮しながら、新庁舎の整備に取り組みます。(p115)

#### (4) 丘陵・傾斜樹林地などの保全

丘陵・傾斜樹林地の眺望を将来にわたって残すために、眺望点（p28・景観構成系統の配置方針図参照）から見える緑豊かな景観について保全の方策を検討します。

< 施策 >

##### 眺望景観をつくる緑の保全

四季折々の自然・田園景観が楽しめる中の沢地区や竹山周辺などについては、眺望に配慮し、風致地区や条例などの地域指定による保全を検討します。



中の沢地区の景観



竹山周辺の景観

##### 【市民WS会議からの主な意見】

- ・紅葉など四季の変化、潤いを感じさせる緑として、街路樹や中の沢の景観などを大事にしたい(H13第2回WS)
- ・竹山温泉、中の沢の里山は、四季の景観、眺望が楽しめる緑として守り、活用していきたい(H13第3回WS)

##### 【総合計画における関連箇所】

- ・本市の景観を特徴づける森や身近な緑を背景とした景観づくりを進めます。(p85)
- ・丘陵、森林、川辺、田園、住宅地の花と緑など、地域の個性と魅力を生かし、誇りと愛着のもてるわがまちの景観づくりを進めます。(p85)
- ・優れた農村景観を創出するため、優良農業景観区域を設定し、地力増進対策と合わせ支援します。(p175)

## 5-6. 参加・連携で緑づくりを進めるための施策（制度・体制）

## (1) 緑化や花づくりなど緑のパートナーシップづくり

市民の想いが反映できる緑づくりを実現するために、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を分担し、パートナーシップによる緑づくりを推進していきます。

パートナーシップづくりにあたっては、関心を持ってもらうこと、担い手を育てること、その担い手の緑づくりを支援することなどを検討していきます。

## &lt; 施策 &gt;

**緑づくりに対する関心の喚起**

公園など施設整備にあたっては、計画段階で市民との対話の場を設けたり、各種緑づくりの情報提供、花づくり、森づくりの顕彰制度を設置するなど緑づくりに対する関心の喚起や参加意識の向上に努めます。

**緑づくりの担い手育成**

良好な緑を保全、創出する森林管理や花づくりの担い手を育成するために、子どもから大人まで緑づくりの大切さを学び、緑づくりに積極的に参加する人材を育成するために、自然観察会の実施など環境教育を推進します。

**ボランティア等市民活動の支援と連携**

市民、事業者の自主的な緑づくり活動を支援するために、市民ボランティアやNPO活動に対する情報提供や助成制度などを検討します。また、これらの活動を円滑にするために、森林を所有する市はもちろん、国や道、民有林の所有者とも連携を図りながら、緑づくり活動の場を広げていきます。

**緑化センター機能の検討**

緑に関する情報を収集し、市民の緑に関する知識の普及、緑化活動への参加、支援やアドバイスなど気軽に市民が緑に接することができる仕組みづくりの1つとして必要とされる緑化センター機能について市民とともに検討していきます。

**【市民WS会議からの主な意見】**

- ・ 行政は、花と緑の窓口の一本化、看板等の規制、公園の情報提供などをしてほしい(H13第3回WS)
- ・ 色んな人が関わる公園づくり(企画段階からの市民参加)(H14第2回WS)
- ・ 再整備への取り組み方(住民が必要とする使い方を提案)(H14第2回WS)
- ・ 市民が緑に関心を持つ機会や意見を出せる場が必要(H13第3回WS)
- ・ 助成策(基金、所有者へ入山料を払う等)(H14第2回WS)
- ・ ボランティアの育成(H14第2回WS)
- ・ モラル、ルールを持つため、環境教育、親がルールを教える(H14第2回WS)
- ・ 総合学習での利用、植樹の大切さを教える(教育委員会との連携)(H14第3回WS)
- ・ “もう一度やりたい”楽しい緑づくりイベント企画が必要(面白ければみんなの目が向く)(H14第3回WS)

**【総合計画における関連箇所】**

- ・ 環境保全の意識を高めるため、学校教育での環境教育の導入や、地域社会に対する啓発を行うとともに環境保全の実行性を高めるため、市民、事業者、行政が連携して取り組む体制づくりを進めます。(p89)
- ・ 市民や企業の市政への参画を促進し、協調と信頼のパートナーシップを築くための体制やシステムを整備します。(p23)
- ・ 市民、企業、行政の連携を進めるため、市民や企業の多様なニーズを把握するとともに、行政情報を積極的に公開していきます。(p23)
- ・ 森に親しみ森を愛する心を育む、市民主体の緑化事業の推進(p35)
- ・ 里山林の整備と活用(森林ボランティア等の育成)(p35)
- ・ 森林を守り親しむ場として、森林ボランティアに等による管理・保全や利活用など、市有林をモデルに、里山林の整備と活用に取り組みます。(p82)
- ・ 緑のまちづくりの着実な推進を図るため、緑化センターの整備検討を進めます。(p83)
- ・ 公共補助の対象となる間伐育林事業に取り組む森林所有者に対し、市の森林整備対策事業により支援を行います。(p82)
- ・ 景観に対する市民の意識を高めるために各種事業を推進します。(p86)
- ・ 市民、企業、行政が共有するルールとして景観条例を制定し、美しい街並みの形成と保全に取り組みます。(p86)
- ・ 市民・企業が主体的に活動する景観づくりに対して支援していきます。(p86)
- ・ ワークショップ方式の導入や審議会委員の公募など、市民が政策形成に参画できる機会を拡充し、参加しやすいシステムを構築します。(p114)

**(2) 保全すべき緑地の担保性の向上**

緑地をより確実に保全するため、法律や条例による地域指定や指導、借り入れや協定などの手法により、緑地の担保性を向上します。

< 施策 >

**地域制緑地指定による緑地の保全**

良好な環境をつくる森林等については、緑地保全地区(都市緑地保全法)や風致地区(都市計画法)の指定、緑保全地区(北広島市緑のまちづくり条例)の指定など法律や条例に基づいた地域制緑地の指定を検討します。

**行政による民有林の借り入れや買い取り、協定締結**

市街地周辺の民有林などは、所有者の理解や協力を得ながら借り入れや買い取り、又は協定締結による森林保全の担保性向上を検討します。

**林地開発の指導強化等保全方策の拡充検討**

林地開発等で樹木を伐採する場合は、事業者に現状回復を履行させるよう関係機関に要請していきます。また、緑を保全する制度の拡充を本市で検討したり、国や道に要請していきます。

**【市民WS会議からの主な意見】**

- ・所有者とのコミュニケーションを進める(市民との橋渡し)(H14第2回WS)
- ・民有地の緑は、規制をかけたりユニークな公園づくりなどで残していきたい(H13第3回WS)
- ・公有林を市民へ解放する(山芋をとらせる、たき木を拾えるなど)ことで市民がその恵みを実感でき、税金の使途を納得できる(H14第2回WS)
- ・金のなる林をつくる(林業経営の支援、試験林)(H14第2回WS)

**【総合計画における関連箇所】**

- ・森林を守り親しむ場として、森林ボランティアに等による管理・保全や利活用など、市有林をモデルに、里山林の整備と活用に取り組みます。(p82)
- ・森林所有者の理解と協力を求めながら、森林施策計画に基づき、無立木地の造林や不良森林の改良など、森林の保全に努めます。(p82)
- ・種々の開発にあたっては、緑のまちづくり条例やまちづくり指針に基づき開発事業者に対して指導を行いながら、緑と調和したまちづくりを進めます。(p82)
- ・継続的かつ安定的な緑化の推進を図るため、緑化基金の充実に努めます。(p83)

図表23. 主な地域制緑地の概要

	要件	規制行為	助成等
<b>都市緑地保全法</b>			
緑地保全地区	都市計画区域内の良好な自然環境を形成する緑地、伝統的・文化的意義を有する緑地	建築物の新築・改築・増築、宅地造成、土石の採取等土地の形質の変更、木竹の伐採、土石の類の採取等	固定資産税の評価減、相続延滞利子税の軽減など
市民緑地制度	都市計画区域内、面積300㎡以上		一定の要件を満たす場合、相続税・贈与税の評価額控除と固定資産税の非課税措置が適用
<b>都市計画法</b>			
風致地区	都市の風致を維持するために優れた景観(樹林など)が残る地区	建築物の新築・改築・増築又は移転、宅地の造成などの土地の形質の変更、木竹の伐採、土石の類の採取、建築物などの色彩の変更 など	
<b>森林法</b>			
保安林	水源かん養、土石流出防備、土石崩壊防備など17種の目的	立木の伐採・損傷、家畜の放牧、下草・落葉・落枝の採取、土石・樹根の採掘・開墾その他の土地形質の変更	
地域森林計画対象民有林		開発行為が1haを超える(道路の新設・改築は復員3m以上)もの許可の対象：ゴルフ場・レジャー施設・工場・宅地・農用地・道路などの設置及び造成。木材などの採掘その他の森林の形質を変更する行為	
<b>文化財保護法</b>			
特別天然記念物	(野幌原始林の場合)植物(自生地を含む)及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む)で我が国にとって学術上価値の高いもの	原状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をするときは、文化庁長官の許可が必要。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為で影響の軽微な場合は除く。	
史跡	歴史上・学術上価値の高い遺跡、学術上・風致景観上価値の高い名勝地など		
<b>北海道自然環境等保全条例</b>			
環境緑地保護地区	市町村の市街地及びその周辺地のうち、環境緑地として維持又は造成することが必要な地区	知事に届け出が必要な事項 建築物の新築・改築・増築、宅地造成、土石の採取等土地の形質の変更、木竹の伐採、土石の類の採取等	
学術自然保護地区	動物の生息地、植物の生育地及び地質鉱物の所在地のうち、学術上価値のあるものとして保護することが必要な地区	植物の採取、動物(動物の卵を含む)の捕獲、岩石の採取、火入れ、水質を汚濁する行為その他の自然を損傷する行為を禁止	
<b>北広島市緑のまちづくり条例</b>			
緑保全地区	良好な自然景観を形成している樹林地及び草生地等であって、市民の快適な生活環境上又は都市景観形成上保全することが必要であると認められる区域	市長への行為の届出 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築、宅地の造成、土地の開墾その他土地の形質の変更、鉱物の掘採又は土石の採取、木竹の伐採、前各号に掲げるもののほか、保全地区の保全に影響を及ぼすおそれのある行為	